# 平成 29 年度 法令遵守推進制度に係る報告書

平成30年7月

# 目 次

1 要望等の記録・公表制度の運用状況	
(1)平成 29 年度の運用状況	1
(2)年度別の運用状況	2
(3)運用状況についての意見	3
2 市長宛意見書と同意見に対する措置	
(1)市長に対する意見書	4
(2)市の対応 - 要望等記録報告制度の運用が徹底されるために講ずる措置	5
(3)平成 29 年度における市の対応	6
3 まとめ	7
資料	8 • 9
資料 1 平成 29 年度法令遵守委員会の実施状況	
資料2 平成 29 年度における職員研修の開催状況	
資料 3 生駒市法令遵守委員会 委員名簿	

#### 1 要望等の記録・公表制度の運用状況

#### (1)平成29年度の運用状況

要望等の件数 計 150 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	18	32	15	15	13	13	9	9	6	7	7	6	150

#### 内訳

#### 1) 各部別

· / 🗖 🖺 🖽	H29												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
市長公室	1	2	1		1	3					1		9
総務部	1	2	1		2	2	1	1		1	3	2	16
地域活力創生部		7	3	2	2					1			15
市民部	1	3		3	2	2	3		2	3			19
福祉健康部	3	3	2	1	2		1		1		1		14
建設部	4	6	4	2	1	2	2	5	2	1	2		31
都市整備部	5	6	1	6	3	2	1	2	1	1		2	30
上下水道部	1	1	1				1						4
会計課													
議会事務局													
農業委員会事務局													
選挙管理委員会事務局		2				1							3
監査委員事務局													
教育振興部	1			1		1						2	5
生涯学習部	1		2					1					4
消防本部													
計	18	32	15	15	13	13	9	9	6	7	7	6	150

#### 2)要望者の区分別

	H29												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
個人(公職者以外)	10	10	4	2	3	1	4	3	3	2	3	2	47
公職者	8	22	10	13	8	11	3	6	2	5	4	4	96
団体·法人		2	1		2	1	2		1			1	10
計	18	34	15	15	13	13	9	9	6	7	7	7	153

複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

#### 3)要望等種類別

- /													
	H29												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
要望·依頼	13	17	9	10	6	9	3	6	3	3	3	3	85
相談		4	3	3		2	2	1	2	2			19
意見·苦情	5	10	1	1	7	1	3	2	1	1	2	2	36
提言·提案	1	1			2		1	1			1		7
その他	1	1	2	1	1	1				1	1		9
計	20	33	15	15	16	13	9	10	6	7	7	5	156

複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

### (2)年度別の運用状況

#### 要望等の件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度	21	14	5	16	12	19	19	23	14	10	20	12	185
平成26年度	19	14	17	13	18	19	15	5	7	8	13	7	155
平成27年度	14	16	13	11	7	8	2	10	5	2	2	2	92
平成28年度	4	5	2	1	3	1	1	1	3	0	4	8	33
平成29年度	18	32	15	15	13	13	9	9	6	7	7	6	150

#### 内訳

#### 1 ) 各部別

	市長	(旧)企画 財政部	市民部	福祉係		(旧)環境経 済部	Z—⇒ ÷ Ω → π	都市	開発部	上下	会計課	議会	農委	選管	監査	(旧)教育 総務部	生涯	消防	計
	公室	総務部	品出印	福祉部	こども福祉部	地域活力創 生部	建設部	整備部	用光部	水道部	云引秣	事務局	事務局	事務局	事務局	教育 振興部	学習部	本部	āΙ
平成 25年度	30	9	13	9	5	5	38	33	2	3				1	2	15	9	15	189
平成 26年度	26	8	31	5	2		15	36	-	2					2	10	15	7	159
平成 27年度	6	4	19	3	2		27	3	-	4						3	4	18	93
平成 28年度		13			8	2	1	7	-						1	1			33
平成 29年度	9	16	19	1	4	15	31	30	-	4				3		5	4		150

複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

#### 2)要望者の区分別

	個人(公職者以外)	公職者	団体·法人	計
平成25年度	92	66	33	191
平成26年度	91	48	18	157
平成27年度	47	38	11	96
平成28年度	27	4	2	33
平成29年度	47	96	10	153

複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

#### 3)要望等種類別

	要望·依頼	相談	意見·苦情	提言·提案	その他	計
平成25年度	111	20	48		22	201
平成26年度	83	36	47	1	21	188
平成27年度	43	20	27	3	18	111
平成28年度	17	2	12	1	2	34
平成29年度	85	19	32	7	9	152

複数の区分にまたがる要望があるため、要望等の件数とは一致しない場合がある。

#### 4) 不当要求行為の可能性が有りと記載されたもの

	全件数	不当要求可能性 有りの件数
平成25年度	185	2
平成26年度	155	1
平成27年度	92	0
平成28年度	33	0
平成29年度	150	0

#### (3)運用状況についての意見

平成29年度は、150件で前年度より117件の増加となった。これは、本委員会から市長に対し、平成29年2月20日付けで「生駒市法令遵守推進条例における「職務に関する要望等記録制度」の運用停止状況についての意見書」を提出し、それを受けて市は再度制度についての周知徹底を図るなど対策を講じたことによるものといえる。月別の件数を見ると、本年度の前半(4~9月)は各月10件以上の報告があり、特に5月については32件の報告があがっている。しかし、10月以降は、10件未満の状態が続いていることから、報告状況を注視し、今後も継続して適正な制度運用を図るよう努められたい。

要望者の区分別では、公職者からの要望が6割以上を占め、近年で最多となっている。このことから、近年公職者からの要望等について報告が少なかったのは、件数自体が減少したことが全ての要因ではなく、適切に記録が報告されていないものがあったことも否定できないことをうかがわせる。また、公職者からの要望ではなくても、要望者が公職者の名前を持ち出して要望する事例や、不当要求行為の可能性が「有」ではないが、その可能性を秘めている事例も散見された。それらの事例についても、適切に記録し、公職者からの要望等については、確実に記録するよう、今後も本制度の適切な運用について徹底されたい。

#### 2 市長宛意見書と同意見に対する措置

#### (1)市長に対する意見書

委員会では、平成29年2月20日に下記の意見を市長に提出、運用停止状況等について、委員より市長及び副市長に直接説明を行った。

(平成29年2月20日提出意見書)

生駒市法令遵守推進条例における「職務に関する要望等記録制度」 の運用停止状況についての意見書

生駒市法令遵守推進条例(コンプライアンス条例)が平成19年6月に制定されてから(施行は同年11月)今年で10年を迎えます。

この間、同条例は所期の運用が確保され、公正な職務執行の推進、不当要求からの職員保護等に一定の効果をあげてきたものと考えております。

しかし、平成 28 年度より、条例に基づく職務に関する要望等の記録(同条例第6条)の件数が平成 2 6 年度、平成 27 年度に比して 5 分の 1 以下に激減し(1か月あたり報告平均数 - 平成 2 6 年度 1 3 件、平成 27 年度 8 件、平成 2 8 年 1 1 月まで 1 件)、かつ運用状況変化は、特定の部に生じているのではなく、全市的に激減しているもので、同記録制度が運用停止の状況に陥っているのではないかとの懸念を強く持っております。

この状況変化の原因、対応を検討するため「法令遵守推進制度に係る職員アンケート」を実施し、396 人の職員の方々から回答を頂いて(有効回答率44.8%)、条例内容、要望等記録制度を知っておられる 職員が大多数であることは確認されていますが(条例内容を知っているとの回答65%-Q6、要望等記録 制度について知っているとの回答80%-Q9)、運用停止の原因については確認されませんでした。

なお、一部部局ヒアリングでも正式な運用変更手続はなされていない、運用停止の原因についても不明と の報告がなされています。

他方、職員アンケートでは、「報告する必要性がわからない。」「要望者の役職(立場)により作成してよいのか悪いのかわからない。」「どこまでを報告すべきか判断ができない。」「現在の所属の所属長は、議員からの問い合わせ等に対して記録をしていないように思います。」「部署によっては絵に描いたもちの条例だと思います。」「事前に伝わり問題をもみ消す方向に力が働く組織なので、制度としてうまく機能していないと思う。実際そういう事案があったものの、通報を思いとどまったケースがある。」など、必要性について疑問を問いかける意見、報告対象を判断できないという意見、さらに報告を意図的に抑制されているという意見が複数確認されており、所属長を含む職員の間で同記録制度の運用を行わない意識、運用が広がっていることが窺えます。

本条例の目的とする、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託に応え、信頼される市政を確立するため、この要望等記録制度の意味・内容・必要性について、確認・周知されるとともに、同制度の運用停止状況を改め、効果的な運用を確保する具体的な改善措置を早急に図られるよう、ご意見を提示させて頂きます。

以上

(2)市の対応 - 要望等記録報告制度の運用が徹底されるために講ずる措置

市長は、同措置を、全職員に徹底周知、管理職に対する具体的な指導を指示し、具体的な改善策として、以下の通り、対応を実施している。

- 3月21日 制度運用徹底のための改善策を市のホームページに掲載
- 3月21日 市長から全職員宛に制度の周知徹底を図る通知
- 3月21日 市長から全管理職宛に制度の周知徹底を図る通知

(平成29年3月21日 市のホームページに掲載された改善策

「要望等記録報告制度の運用が徹底されるために講ずる改善策」)

要望等記録報告制度の運用が徹底されるよう、次に掲げる対策を講ずる。

- (1) 市長から、全職員に対して要望等記録報告制度の運用の徹底を命じる。
- (2) 市長から、管理職にある全職員に対して要望等記録報告制度の運用の徹底がなされるよう具体策を命じる。
  - ・新規採用職員などに対する指導
  - ・月例報告を行うに当たり、所属長は、記録すべき要望等の有無について所属職員に直接確認する。
- (3) 要望等記録報告制度を分かりやすく説明し、実際の応対時に活用できるような文書(マニュアル)を作成し、各所属内で回覧するとともに、身近に置いておけるようにすることで、常に制度を意識した応対がなされるようにする。
- (4) 窓口や電話などで相手方と応対する際には、要望等の記録が必要となる場合に備え、常にメモをとるように心懸ける。この場合において、要望等記録報告制度において必要となる項目を意識してメモをとるものとする。
- (5) 管理職にある職員に対し、職場における法令遵守(コンプライアンス)に関する研修を行い、要望等の記録を初めとした法令遵守に対する高い意識を養う。
- (6) 要望等記録報告制度を運用するに当たり職員が直面する問題点などを取り上げた問答集を作成し、職員の疑問等を解消することにより、制度の統一的な運用がなされるようにする。

#### (3)平成29年度における市の対応

上記の要望等記録報告制度運用徹底のための措置について、平成 29 年度中に市が措置を講じた内容は以下のとおりである。

#### 職員に対する周知徹底

平成29年5月16日に法令遵守対策会議を開催し、その場において各委員(各部長)の間で制度の徹底について改めて確認を行った。

会議後、同日付けで法令遵守対策会議委員長名で各所属長宛に制度運用の徹底について通知を行った。

(平成29年5月16日付け通知)

公職者からの口頭による要望等記録報告制度の徹底について(通知)

標記の件について、平成29年3月21日付け「生駒市法令遵守推進条例に基づく要望等記録報告制度の運用の徹底について」において、公職者からの要望等の全件記録も含め、制度運用の徹底を求めたところです。 近年、公職者からの要望等記録票の件数が減少し、平成28年度については、平成28年6月から平成29年2月までの間、全く記録報告がなされておらず、記録報告に対する全庁的な意識の低下が顕著となっています。

記録報告が適正に実施されなければ、公正な職務の執行及び口利きの防止といった、条例の目的が担保されない事態に陥る恐れがあることを、生駒市法令遵守委員会においても懸念されているところです。

つきましては、本制度の趣旨を再認識し、公職者からの口頭による要望等の全件記録を徹底してください。

#### 職員研修の実施

平成30年2月5日に、全管理職を対象に職員研修を実施し、法令遵守推進制度について再確認を行った。

#### 要望等記録報告制度に係るマニュアルの作成

要望等に応対する者が記録する際に活用できるよう、記録の際の注意点や想定されるQ&Aをまとめた要望等記録報告制度についてのマニュアルを新たに作成した。

#### 3 まとめ

前年度、本委員会から市長に対し、法令遵守推進制度の運用に関して意見書を提出した。これに対し市は、適正な制度運用のために改善措置を講じるとし、本委員会では、本年度、市が行う改善措置の実施状況について、逐次報告を受け確認を行ってきた。

その中で、前年度大幅に減少した要望等記録報告の件数は増加し、公職者からの要望等も多

く報告があった。これは、本委員会が前年度に市長に提出した意見書を受けて、市が制度の周知徹底を図り適正な運用に努めたことにより、あらためて公職者からの要望等について全て記録することが徹底され、件数の増加につながっているものと思われる。

本制度の適正な運用を今後も持続させていくためには、継続的に周知啓発に取り組む必要がある。本年度実施した職員研修は、制度の周知徹底を図るうえで有効な手段であり、今後も定期的に行うことが必要である。また、要望等記録報告制度が各職員の日常業務の中で負担となっては本末転倒であり、本年度作成した要望等記録制度に関するマニュアルの活用や記録票などの様式の改善などを検討し、要望等の記録が職員の負担とならないような工夫を行っていく必要がある。

なお、本制度の対象である市立学校等については、日常的に市民(保護者等)からの要望が 多数あるものと思われるが、記録・報告がほとんどなされていない。教育現場での特殊性を加 味しつつ、学校での要望等記録の実効的な報告の方法等について、今年度は教育委員会事務局 との意見交換を行うことができなかったが、引き続きの課題として残されている。

本委員会としても、本制度がより一層実効性あるものとなるよう、今後も必要に応じて調査・検討を継続していく所存である。

# 資 料

#### <資料1>平成29年度法令遵守委員会の実施状況

	開催日	会議内容			
第1回	平成 29 年 4 月 10 日(月)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
	1 33, 25 平 473 10 日(73)	運用状況に係る協議			
第2回	平成 29 年 5 月 16 日(火)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
	平成 25 平 5 万 10 日(人)	運用状況に係る協議			
第3回	平成 29 年 6 月 29 日(木)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
	十成 29 年 0 月 29 日(水)	運用状況に係る協議			
第4回	平成 29 年 9 月 21 日(木)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
		運用状況に係る協議			
		職員研修に係る協議			
第5回	平成 29 年 11 月 10 日(金)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
		運用状況に係る協議			
		職員研修に係る協議			
第6回	平成 30 年 2 月 5 日(月)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
	十成30年2月3日(月)	運用状況に係る協議			
第7回	平成 30 年 3 月 30 日 (金)	意見書に対する具体的対応に係る協議			
		運用状況に係る協議			
		平成 29 年度報告書(案)に係る協議			

#### <資料2> 平成29年度における職員研修の開催状況

開催日	開催內容 (講師名)	対象職員
平成30年2月5日(月)	講演 「本市の法令遵守推進制度の再確認」 (法令遵守委員会委員長 丹羽 徹氏)	管理職職員

#### <資料3> 生駒市法令遵守委員会 委員名簿

平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 10 月 31 日

(敬称略)

			氏	名		
委 員 長	₹	秋	田	仁	志	弁 護 士
委員	į	丹	羽		徹	大 学 教 授
委員		九	鬼	康	夫	元 行 政 職 員

# 平成 29 年 11 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日

# (敬称略)

	氏 名	
委 員 長	丹 羽 徹	大 学 教 授
委 員	九鬼康夫	元 行 政 職 員
委員	八木正雄	弁 護 士